

平成20年度 生活福祉資金(離職者支援資金)一覧表(概要)

表1

資金の種類		貸付限度額 (注5)	据置期間	償還期限	資金の使途・説明	貸付対象世帯 (注1)
更生資金	生業費	3,040,000円	1年以内	7年以内	世帯の自立更生のために必要な事業を開始・拡張するための資金	低・生 障
		5,500,000円	1年6ヶ月以内	9年以内		
	技能習得費	1,100,000円 (注2)	技能習得後6ヶ月以内	8年以内	就職するために必要な資格取得並びに教育、訓練などに必要な資金。資金利用者が生計中心者である場合は、その期間内の生計維持に必要な資金	低・生 障
		1,300,000円 (注2)				
福祉資金	福祉費	500,000円	6ヶ月以内	3年以内	差し迫った住居の移転に必要な費用/技能習得の支度費/結婚、出産、葬祭費用/国民年金掛金の追納費用/障害者の自動車の車検等費用/高齢者、障害者の小規模な住宅改修	低・障・生・高
	障害者等福祉用具購入費	1,200,000円		6年以内	高額な福祉機器などの購入に必要な費用	障・高
	障害者自動車購入費	2,000,000円				自動車運転免許を保有する障害者が自ら運転して社会参加するための車購入費用/障害者の通院、通学を含む社会参加のために家族が運転する車購入費用
	中国残留邦人等国民年金追納費	4,704,000円		10年以内	中国残留邦人等の国民年金追納の費用	低・障・生・高
	福祉費(住宅)	2,500,000円	6ヶ月以内	7年以内	住宅の増改築、補修、保全などに必要な費用	低・障・生・高
		3,100,000円			障害・高齢のために住宅の増改築・補修などに必要な費用	障・高
修学資金	修学費	月額35,000円	卒業後6ヶ月以内	20年以内	就学するために必要な費用で、学校の標準卒業年限の終期まで対象 ※高等学校・短大・大学等学校の種類により貸付限度額が異なります	低・生
		月額60,000円				
		月額60,000円				
月額65,000円						
就学支度費	500,000円			学校入学時に必要な費用(1年次の5月中の申込分まで)	低・生	
療養・介護等資金	療養費	1,700,000円 (注3)	最終貸付日より6ヶ月以内	5年以内	病気(急性期状態)・負傷の治療費用、およびその期間中の生計を維持するために必要な費用	低・高
	介護等費				介護保険対象サービス及び自立支援法対象サービスを受けるために一時的に対応できなくなる支払費用、及びその期間中の生計を維持するために必要な費用	低・障・高
災害援護資金	1,500,000円	1年以内	7年以内	災害に遭って、復旧するために必要な諸費用について対象(被災時より6ヶ月以内申込)	低・生	
緊急小口資金	100,000円	2ヶ月以内	5万円以下4ヶ月以内、5万円以上8ヶ月以内	①医療費又は介護費の支払 ②給与等の盗難・紛失 ③火災等被災 ④その他これらと同等のやむを得ない理由(別途定めあり)などの条件により緊急的、一時的に生計の維持が困難となった場合の費用	低	
長期生活支援資金	月額300,000円	据置なし(注4)	借受者死亡時など貸付契約終了時	低所得の高齢者世帯に対し、現に居住する不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	高	
離職者支援資金	月額200,000円 (単身者は100,000円)	最終貸付日より1年以内	7年以内	離職して2年以内であり、就職活動中であるが、勤務先が決まらず、現段階で雇用保険も受給していない生計中心者が、生活を維持するために必要な費用	失	

(注1) 低-低所得世帯、障-障害者世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯)、高-高齢者(65歳以上で日常生活に常時介護を要する高齢者を含む)世帯、生-生活保護世帯、失-失業者世帯

(注2) 法令等において知識、技能等を習得する期間を6ヶ月以上の期間と定められている場合、3年の範囲内において6ヶ月を超える期間について、月額150,000円以内

(注3) 療養期間が1年を声1年6ヶ月以内の場合、または介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは230万円以内

(注4) 貸付契約が終了(借受者の死亡時等、貸付契約の終了時)した時点で償還開始となります

(注5) 生業費、福祉費(住宅)で障害・高齢者のための資金は県単独資金を含めた額になります

(注) ○ 貸付利率は原則年3%です。(修学資金、療養・介護等資金は無利子)

○ 延滞利率は年10.75%です。(最終償還期限を過ぎた延滞元金に対し日割で加算されます)

☆ この表は貸付条件の概要を掲載しているもので、その他収入条件等必要関係書類とあわせて貸付審査をすることになります

※ 資金や世帯の状況により、貸付の条件や内容などが異なる場合がありますので、お住まいの市区町村社会福祉協議会、または神奈川県社会福祉協議会生活支援担当までお問い合わせください。